



# 知的財産って、なんだろう？

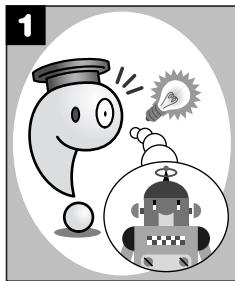
## ポスターを理解するためのポイント

①～④の各コマについて解説します。

### ①アイディアがひらめいたら

『はっぴょんが何か発明のためのアイディアを思いつきました。』

普段何気なく使っているテレビや自動車。実は私たちの生活を便利にしてくれるこうした商品はみな、研究者の脳裏にひらめいたアイディアに基づいた、発明によって生まれているのです。発明とは「自然法則を利用した高度な新技術」の事で、知的財産（知的で精神的な創造活動から生まれたさまざまな情報・信用など）のひとつに数えられます。



### ②発明を実用化する

『はっぴょんはアイディアを形にするため、色々な研究を重ねています。ところがそのアイディアを盗もうとする人が現れました。』

発明には莫大な時間と費用が費やされ、様々な試行錯誤が繰り返されます。このような研究者の苦労の積み重ねによって生み出された発明は、その権利を保証されるべきです。アイディアが盗まれて、誰にでもすぐに模倣されるようでは、研究にかかった時間や費用が報われませんし、「苦労してまで研究する必要はない」と研究者の意欲を減退させてしまう事になるからです。そこで発明者の権利を保護するため、特許が必要になってくるのです。特許権の登録により発明者は、その発明を独占できるのです。



発明者はまず自分の発明の先進性、従来の技術より優れている点を明確化しなければなりません。次に権利を主張する技術的範囲を定め、アイディアの具体的な構成と効用を文章にまとめた「明細書」を作成、出願します。受理された発明は、出願から1年6ヶ月経過後に「公開特許公報」上でその内容が公表されます。情報公開は新発明を知らない別の人々が研究内容を重複させないための配慮です。そして特許庁審査官の厳正な審査のもと、判断が下されます。何らかの

問題があり特許できない場合は拒絶理由が通知され、指摘された箇所を補正する必要がありますが、特に問題がない場合は特許が認められ、出願から最長20年間の権利が得られます。ちなみに特許を受ける事ができるのは発明者か、発明者からアイディアを譲り受け・相続した「承継人」に限られます。例えば研究者から販売・普及のために発明を譲り受けた法人企業は、この承継人に含まれるわけです。

### ③盗用されたアイディアを他人に発表される

『なんと、はっぴょんのアイディアを盗んだ人が同じモノを作り、コンクールで賞をとろうとしています。』

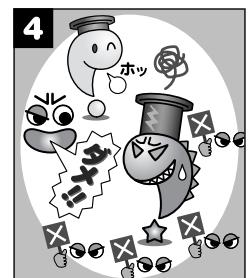
日本の特許制度では、いくら最初に発明を考えついたのが自分でも、第三者に先に出願されてしまったら、特許はその第三者の権利になってしまいます。これを「先願主義」と言っています。アイディアを盗むのはもちろんいけませんが、特許を出願する際は、自分の発明が別の人の手で先に特許出願されていないかどうかを確かめる事も重要です。



### ④他人の発明を盗んだ場合はどうなるのか

『はっぴょんの発明が本人のものとわかり、盗んだ人は周囲から怒られています。』

他人の苦労と努力の結晶である発明を盗用する事は立派な犯罪です。発明者はアイディアを盗用した人に対して、民事裁判で損害賠償を請求する権利があります。



特許を取得した研究者は特許料をもらい、新たな研究開発の資金に当て、さらなる発明を生みだし社会の発展に貢献していきます。こうした知的創造サイクルの輪を広げていくためにも、安易なアイディアの模倣・盗用は決して許してはいけないです。

◎資料などのお問い合わせは、「はっぴょん通信」ポスター係まで  
TEL:03-3461-3588 FAX:03-3780-0080 E-MAIL:plan@kyoiku-press.co.jp